

NOSA I では令和2年9月から

# 「保管中農産物補償共済」

が始まります

「保管中農産物補償共済」は、建物に**保管中の農産物**(乾燥・調製等の作業中のものを含みます。)や出荷のために**運送中の農産物**が共済事故により損害を受けた場合に共済金をお支払いします。

※他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

## 1. 加入できる方

農作物共済・果樹共済・畑作物共済に現在加入している組合員、または過去1年間において加入していた組合員

※収入保険及び建物総合共済の収容農産物補償特約との重複加入はできません。

## 2. 加入できる農産物

米・麦・うんしゅうみかん・日向夏・ぶどう・くり・大豆・茶・スイートコーン・ばれいしょ



## 3. 加入タイプ

①Aタイプ 連続する120日間 ②Bタイプ 連続する1年間

(補償する金額は1品目につき、1口・100万円。加入口数の上限なし)

## 4. 対象となる主な事故

建物に保管中の事故 — 火災・落雷・破裂又は爆発・盗難・自然災害  
運送中の事故 — 火災・破裂又は爆発・衝突・墜落及び転覆  
(荷崩れを除く)

※専ら運送サービスを提供する者による運送は除く。

## 5. 掛金等

①Aタイプ 2,500円 ②Bタイプ 6,500円

(1品目につき1口・100万円当たり)

## 6. 責任開始

掛金等の納入のあった日の午後4時から



## 共済金のお支払い

保管中農産物の損害額を共済金として支払いします。  
(ただし、契約口数に100万円を乗じた額が支払限度)

$$\text{損害額} = \text{損害数量} \times \text{1kg当たりの価額(注1)}$$

(注1)農作物共済、果樹共済及び畑作物共済において、農林水産大臣が告示する1kg当たり共済金額の最高額を使用します。

**【例】倉庫に泥水が流れ込み保管中の玄米50俵(3,000kg)が損害。**

$$\text{損害額} = 3,000\text{kg} \times \text{195円(注2)} = 585,000\text{円}$$

$$\text{共済金} = 585,000\text{円}$$

(注2)玄米1kg当たりの価格が195円の場合

## 主な通知義務

①農産物を譲渡する場合(出荷は除く) ②保管する建物を別の建物に変更する場合 ③保管する建物が損害を受けた場合 ④保管する建物を解体、改築・増築、修繕または構造変更する場合 ⑤①～④以外に農産物の危険が著しく増加した場合

保管中農産物補償共済に関するお問い合わせは、お近くの各センター・支所までお願いします。

中部センター	国富町大字竹田973	0985-75-2074
南那珂センター	日南市南郷町谷之口1493-1	0987-21-9171
児湯センター	新富町大字新田17938-5	0983-21-6166
都城センター	都城市上川東3-10-8	0986-22-1042
西諸センター	小林市細野1321-1	0984-23-3721
北部センター	延岡市吉野町1524-2	0982-41-0200
日向支所	日向市大字富高42-1	0982-53-2211
西臼杵支所	高千穂町大字三田井3214-3	0982-72-4105
本所	宮崎市宮脇町118	0985-27-4292